

都市の木造化推進モデル事業募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木造率が低位に留まっている民間の非住宅・中大規模建築物について、モデルとなる建築物を整備する事業主体の募集及びその事業の採択について、必要な事項を定めるものとする。

(募集の対象とする者及び施設)

第2条 募集の対象となる事業主体は、木造率が低位に留まっている民間の非住宅・中大規模建築物においてモデルとなる木造建築物を整備する民間事業者（以下「事業主体」という。）とする。

なお、募集の対象となる民間事業者は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員との関与がないものに限る。

2 募集の対象となる施設は、県産材を活用して木造化を図る非住宅・中大規模建築物（階数が3以上〔地階を除く〕かつ延べ面積300m²超）を原則とし、別表1に掲げる要件を満たすものとする。

※用語の定義

- ・ 県 産 木 材 … 原則として県内で生産された素材（スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カシ、クス等の広葉樹）を県内の製材所が加工した木材製品とする。
ただし、県内で生産されたことが確認できない素材の場合、県内の素材市場で取り扱われたものについては、県内で生産されたものとみなす。また、県内で生産された素材を県外で構造用集成材としたものについては、県内で使用する場合に限り、県産材とみなす。
- ・ 木 造 化 … 構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の概ね5割以上に木材及び木質材料が使われた建築物であること。
また、建築物とその他の部材との混構造の場合は、床面積比で概ね5割以上で上記の要件を満たすこと。この場合、補助金の算定のため、主要構造部に木材・木質材料を使用している部分と、それ以外の部分の設計費、建設工事費が明確に切り分けられること。

(木造建築の普及啓発)

第3条 多数の利用者等に対する木造建築の普及啓発に係る取組みとして、次の（1）から（4）までの全てを満足しなければならない。

（1）本事業により整備された建築物及びその情報について、施工中の現場見学会やしゅん工後に完成見学会や地域のイベントに使用する等、多数の者の目に触れることを

計画するものであること。

(2) 次のいずれかの方法により、炭素貯蔵量を算定・表示すること。

- ・「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」(令和3年10月1日付3林政産第85号)に基づく方法
- ・上記と同等の方法で、他の評価機関や評価方法により算出・表示する方法

(3) 補助対象施設に、事業名と県産材使用を明示した表示板等を設置すること。

(4) 県の求めに応じ、事業主体等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害する恐れのない限り、木造建築物の普及に資する設計、施工等に関する技術情報(設計図書等)の公表に努めるとともに、施設運営の支障にならない範囲で、県の実施する木造建築物の普及に係る取組みについて協力すること。本事業により整備・導入する施設を活用して、木の良さや木材利用の意義について、次のア〜ウに掲げる普及啓発活動を、1つ以上実施すること。

- ア ワークショップ・セミナー
- イ 現場見学会
- ウ 完成見学会

(補助対象経費・補助率)

第4条 補助対象経費は、次のとおりとし、補助金額の上限は補助対象建築物1件当たり5,000千円とする。

(1) 実施設計費。ただし、木造建築物の躯体に係る経費のみとし、次のアからキの経費は対象外とする。

- ア 基本計画・基本設計費
- イ 設備設計費(電気設備、空調設備、給排水衛生設備、昇降機設備等)
- ウ 既存建築物の解体撤去等に係る実施設計費
- エ 外構等建物周辺施設の実実施設計費
- オ 地中埋設物処理及び地盤改良工事等に係る実施設計費
- カ 建築確認申請、工事監理、積算に係る経費
- キ その他木造建築等の実施設計に直接関係のない経費

(2) 建設工事費(材料費、労務費及び間接経費を含む)。ただし、木造建築物の躯体に係る経費のみとする。

(3) 木造建築の普及啓発のために、補助対象建築物について事業主体が実施する次のアからウの取組みに要する経費のうち、技術者給、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料及び使用料・賃借料。ただし、技術者給、報償費、旅費については、事業主体以外の者に支払う経費を対象とする。

- ア ワークショップ・セミナー
- イ 現場見学会
- ウ 完成見学会

(募集期間)

第5条 この事業へ応募する者は別表2に基づき資料を作成し、別途定める期日までに知

事に提出しなければならない（必着）。ただし、予算の状況によっては、募集期間中に終了する、又は募集締切後に二次募集を行う場合がある。

（審査方法及び結果の通知）

第6条 審査は、県庁内に組織する審査会において、応募者が前項の規定により提出した資料に基づき審査を行い、評価の高いものから予算の範囲内で採択する。なお、審査会の構成は、別表3のとおりとする。

2 審査に当たっては、別表4にあげる項目について実施する。

また、審査の結果（採択の可否）については、応募者全員に書面で通知する。

（費用負担）

第7条 応募書類等の作成・審査等に要する費用は、当該事業の採択を受けた場合を除き事業主体の負担とする。

また、提出書類は返却しないものとする。

（採択の取消）

第8条 設計デザイン等が、第三者の知的財産権を侵害する場合は、採択決定の後であっても取り消すことがある。

（個人情報等の管理）

第9条 応募者の個人情報及び提出書類は、当事業の執行のためにのみ利用する。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和6年9月30日から施行する。

別表 1（事業の要件）

次の各号に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- （１）構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の概ね５割以上に木材及び木質材料が使われた建築物であること。

なお、補助対象とする部分に使用する木材使用数量（材積）の５割以上が県産材であること。

また、建築物とその他の部材との混構造の場合は、床面積比で概ね５割以上で上記の要件を満たすこと。この場合、補助金の算定のため、主要構造部に木材・木質材料を使用している部分と、それ以外の部分の設計費、建設工事費が明確に切り分けられること。

- （２）整備する建築物は、階数が３以上（地階を除く）かつ延べ面積が 300 ㎡を超えるものであること。

- （３）整備する建築物が、不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するものとして、次のアからオまでに掲げる用途のいずれかのもの。

- ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
- イ 病院、診療所、ホテル、旅館、飲食店、児童福祉施設等
- ウ 学校、体育館、博物館、美術館、図書館 等
- エ 百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗 等
- オ 事務所 等

ただし、次の a から f に掲げる建築物は、補助金の交付対象としない。

- a 上記ア～オの用途と住居を組み合わせた併用住宅の場合、居住部分の床面積が延べ面積に占める割合が４割以上である建築物。
- b 上記ア～オの用途とそれ以外の用途を組み合わせた複合的な建築物の場合、前項第３号の用途以外の用途の部分。この場合、本事業の要件は、本事業の対象となる用途の部分に対して適用する。
- c 「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）」第 2 条に規定する風俗営業等を目的とした建築物。テナントの入居が想定される場合も含む。
- d 専ら宗教活動や政治活動の用に供する建築物。
- e 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する暴力団員が関与している建築物。
- f その他補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある建築物。

- （４）多数の利用者等に対する木造建築物の普及啓発に係る取組として、次のアからエまでの全てを満足するものであること。

ア 本事業により整備された建築物及びその情報について、施工中の現場見学会やしゅん工後に完成見学会や地域のイベントに使用する等、多数の者の目に触れることを計画するものであること。

イ 次のいずれかの方法により、炭素貯蔵量を算定・表示すること。

- ・「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（令和 3 年 10 月 1 日付 3 林政産第 85 号）に基づく方法
- ・上記と同等の方法で、他の評価機関や評価方法により算出・表示する方法

ウ 補助対象施設に、事業名と県産材使用を明示した表示板等を設置すること。

エ 県の求めに応じ、事業主体等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害する恐れのない限り、木造建築物の普及に資する設計、施工等に関する技術情報（設計図書等）の公表に努めるとともに、施設運営の支障にならない範囲で、県の実施する木造建築物の普及に係る取組について協力すること。

- （５）合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）又は木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日林野庁）に基づき合法性が確認された木材を使用すること。

- （６）実施設計及び建設工事については、補助金交付決定又は補助金交付決定前着手承認のあった日以降に着手し、原則として補助事業実施年度中に完了すること。なお、本事業で実施設計を行った場合は、原則、実施設計完了の翌年度中に当該建築物の工事請負契約を締結すること。

別表 2（応募方法等）

提出書類	(1)事業実施要望書（様式1） (2)事業計画書（様式2） (3)施設整備の概要説明書（様式3） (4)位置図 (5)工事着手前の建設地の写真 (6)事業内容が分かる図面（内観・外観のパース図又はイメージ図、配置図・平面図・断面詳細図（縦割り）・立面図）等 (7)補助対象経費が確認できる見積書又は設計書の写し (8)下記について該当がある場合は内容を確認できる書類の写し ☐ 脱炭素社会に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条の建築物木材利用促進協定 ☐ 熊本県ブライト企業 ☐ 障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度） ☐ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者義務及び任意、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 REAction のいずれかの認証等、又は森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度） ☐ 熊本県SDGs登録事業者 ※ その他必要に応じて募集要領第1に掲げる事業の趣旨に沿った施設であることを説明できる参考資料を添付すること。 （A4版又はA3版、10枚以内） ※ 採択された施設については、下記資料を除く提出内容を今後の木材利用のモデルとして広くPRするため、県ホームページ等で公表する場合があるので、留意すること。 ・事業費などの資金に関する部分 ・保安上支障のある平面図等
募集期間	採択件数や予算執行状況に応じて、別途林業振興課長が定める期日とする。 （県ホームページで公表）
応募方法	原則として、林業振興課宛てに電子メール等により電子データ（PDF等）を提出すること。 なお、電子メール等にて提出できない場合は、書類を持参又は郵送で提出することも可とする。その場合、提出書類一式を5部提出するものとする。
選考日	応募期間終了日から1か月程度のうちに、別途林業振興課長が定める日とする。 （県ホームページで公表）
提出先	〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18-1 熊本県農林水産部森林局林業振興課くまもと木材利活用推進班 MAIL:ringyoushinkou@pref.kumamoto.lg.jp TEL:096-333-2448（直通） FAX:096-381-8710

別表 3（審査会の構成）

審査委員長	林業振興課長
審査員	林業研究・研修センター所長
審査員	建築課長
審査員	営繕課長

別表 4（審査基準）

（１）木造建築物のデザイン性・機能性（20 点）

- ①木材の特徴が生かされた構造、形状となっているか（4 点）。
- ②耐震性、耐火性について考慮されているか（4 点）。
- ③維持管理も考慮されているか（4 点）。
- ④構造の一部を「現し」とする等、木造であることを P R できるデザインとなっているか（4 点）。
- ⑤省エネ性能について考慮されているか（2 点）。
- ⑥安全性への考慮やユニバーサルデザイン、バリアフリーを取り入れているか（2 点）。

（２）建築用木材の使用法の普及性（20 点）

- ①一般流通製材等の県内事業者から入手可能な資材を活用し、県内の他施設への波及が見込めるか（8 点）。
- ②特殊な木質材料や金具を使わない、一般的な工法を活用し、県内の他施設への波及が見込めるか（8 点）。
- ③現地見学会等により施工状況を広く公開できるか（4 点）。

（３）事業計画の実現可能性（10 点）

- ①実現性の高い計画内容・スケジュールとなっているか（10 点）。

（４）施工の合理化、コスト削減等を含めた普及性（10 点）

- ①プレカットの活用等、施工の合理化に向けた取組みが検討されているか（4 点）。
- ②R C 造やS 造といった他構造と経済比較が行われているか（3 点）。
- ③木造の他工法との経済比較が行われているか（3 点）。

（５）木材の使用量及び需要拡大への貢献性（20 点）

- ①木材の使用量は多いか（8 点）。
- ②木材のうち、県産材の使用割合は高いか（6 点）。
- ③事前に木材使用量（見込み）を製材所等と共有する等、安定的な木材調達に向けた取組みが検討されているか（6 点）。

（６）木造建築物の公益性・普及性（10 点）

- ①用途や立地等の面で、多くの県民の利用が見込める施設か（6 点）。
- ②完成見学会等、より多くの人に木造の良さを知ってもらうための普及活動が計画されているか（4 点）。

（７）県が推進している事業に取り組んでいるか（10 点）

- ①脱炭素社会に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条の建築物木材利用促進協定を締結している（5 点）。
- ②「熊本県ブライト企業」の認定を受けている（2 点）。
- ③障害者就労施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）がある（1 点）。
- ④事業活動温暖化計画書制度の対象事業者義務及び任意、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 REAction のいずれかの認証等、又は森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある（1 点）。
- ⑤熊本県 S D G s 登録制度に登録している（1 点）。

様式1（事業実施要望書）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住 所
事業主体名
代表者氏名

＜和暦＞年度（〔西暦〕年度）都市の木造化推進モデル事業実施要望書
このことについて、都市の木造化推進モデル事業に応募したいので、別添のとおり事業計画書を提出します。

実施年度	令和 年度
------	------------

事業計画書

住 所	〒 -
事業主体名	(フリガナ)
代表者名	(フリガナ)
担当者名	(フリガナ)
担当者所属	
連絡先	TEL :
	MAIL:

＜和暦＞年度（〔西暦〕年度）都市の木造化推進モデル事業 事業計画書

1 事業計画

1 建築主	会社名																																			
	代表者名																																			
2 施設名																																				
3 施設の概要 〔特徴、活用方法、 利用者等〕																																				
4 建設地																																				
5 建築物の用途・ 規模・階数	建築基準法上の用途 （複数用途や児童福祉施設等、その他等の扱いの場合は具体的名称を記入） _____（_____）																																			
	敷地面積：_____㎡ 建築面積：_____㎡ 延べ面積：_____㎡ うち補助対象部分の面積：_____㎡																																			
	階数：地上_____階、地下_____階 うち補助対象部分：_____～_____階 軒高：_____m、高さ：_____m																																			
6 建築物の構造	木造： ☐ 軸組工法 ☐ 枠組壁工法 ☐ CLT [※] 複工法 ☐ その他工法（_____）																																			
	その他： ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他（_____）※混構造の場合																																			
7 建築物の耐火 性能等	（建設地の地域区分） ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 22条区域 ☐ その他地域																																			
	（ ☐ 地域区分・ ☐ 建物用途・ ☐ 規模等により必要となる建築物の耐火性能等） <u>※建築基準法第21条、第27条、第61条等により求められる建築物の耐火性能等を記入ください。</u> ☐ 耐火建築物 ☐ 準耐火建築物（60分） ☐ 準耐火建築物（45分） ☐ その他（_____自由記入_____）																																			
8 木材・木質材 料、県産材の使 用量（見込み）	木材・木質材料の使用量	：	_____㎡ ³																																	
	①うち補助対象部分	：	_____㎡ ³																																	
	②うち県産材	：	_____㎡ ³ （県産材率 _____ %）※②／①																																	
9 木材・木質材料の使用（見込み）について（以下に可能な限り具体的に記載してください）																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">使用部位※（柱、横架材、壁等）</th> <th style="width:25%;">種類（製材、集成材、CLT等）</th> <th style="width:30%;">詳細（樹種、規格、等級、合法伐採木材等）</th> <th style="width:20%;">使用量（㎡³）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td align="center" colspan="3">合計（上記8の使用量と合計㎡³数の整合に留意）</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					使用部位※（柱、横架材、壁等）	種類（製材、集成材、CLT等）	詳細（樹種、規格、等級、合法伐採木材等）	使用量（㎡ ³ ）																									合計（上記8の使用量と合計㎡ ³ 数の整合に留意）			
使用部位※（柱、横架材、壁等）	種類（製材、集成材、CLT等）	詳細（樹種、規格、等級、合法伐採木材等）	使用量（㎡ ³ ）																																	
合計（上記8の使用量と合計㎡ ³ 数の整合に留意）																																				
※主要構造部及び構造耐力上主要な部分（基礎・基礎杭を除く。）に使用するもの限る。																																				

10 事業スケジュール					
年 度 別	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
月 別	4 7 10 1	4 7 10 1	4 7 10 1	4 7 10 1	4 7 10 1
基 本 設 計					
実 施 設 計					
建 築 確 認					
着 工					
建 方 工 事					
内 外 装 工 事					
し ゅ ん 工					
開設許可 (該当の場合)					
普 及 啓 発					
※ それぞれについて矢印等で期間を示すとともに、着手予定・完了予定の月日を記載してください。 ※ 一部のみの申請であっても、プロジェクト全体や各種設計等のスケジュールを記載してください。					
11 普及啓発の計画	(取組内容) ※実施する内容を選んでください (複数選択可) ☐ ワークショップ・セミナー ☐ 現場見学会 ☐ 完成見学会				
	(計画) 開催時期： 計画概要：				

施設整備の概要説明書

【事業主体】 フリガナ 氏 名 (企業・団体の場合は団体名と 代表者名を明記してください。)	
1 施設概要 (何を目的とした施設か、誰を対象にした施設か等について具体的に記載) 2 施設整備に当たっての検討事項 (1) 木造建築物のデザイン性・機能性 ①構造、形状について ②耐震性、耐火性について ③維持管理の計画、維持管理に関する工夫 ④省エネ性能について ⑤施設利用者の安全性、利便性への配慮について ⑥木造であることを考慮したデザインについて (2) 工法及び使用する木材について (3) 施工の合理化、コスト縮減に向けた工夫について (4) 他構造 (R C造、S 造等) や他工法との比較について (5) 木材の調達方法について (6) その他 (上記以外でP Rしたい点等)	